

公益社団法人 茨城県作業療法士会
令和2年度 第1回常任理事会議事録

令和2年7月6日19時10分、Web会議ツールZoomによるWeb会議において、理事11名出席の下、常任理事会を開催し、下記議案に付き全員一致をもって可決確定の上、21時45分散会した。

日時：令和2年7月6日（月） 19：10～21：45

場所：インターネット会議システム ZOOM を使用し、Web 会議形式で実施。

出席：（理事）大場、寺門、小森、山倉、笥、細田、大内、荒井、武士、田中、小山
（総務部）松本

書記：松本、荒井（総務部）

【I 審議事項】

1. 司法書士への登記変更業務依頼について（荒井法人対策委員長） →継続審議

<審議概要>

- ・現在、法人対策委員にて登記変更を行っている。昨年、本年と行ったが書類の不備があった場合は申請・補正・登記完了後と計3回平日の日中に法務局へ行く必要がある。理事業務の軽減に司法書士への業務依頼を検討したい。
- ・次年度は代議員制度導入に伴う定款変更も予定しており、司法書士への相談も行いたい。
- ・茨城県理学療法士会が依頼している「よつば司法書士事務所（茨城県水戸市）」に費用を確認した。役員変更であれば23,000円、定款などの目的変更がある場合は46,000円となっている。必要な書類を指示され準備しておけば事務所に取りに来てくれる。また、登記完了後に登記事項証明書を事務所へ届けてくれる。以前頼んでいた司法書士事務所では役員変更登記の費用は22,000円であったので大きな変わりはない。

<審議結果>

- ・定款変更もあり、司法書士へ業務依頼をすることは承認された。
- ・公益法人の登記変更を取り扱っている司法書士事務所を何か所か当たってみて決定する。
- ・定款変更の内容についてどの程度まで相談に乗っていただけるのか、またその際の費用などについて確認していく。

2. 代議員制度について（荒井規約委員長・小森事務局長） →継続審議

<審議概要>

- ・代議員制度導入にあたり、定款・定款施行細則・代議員選出規程・またそれに伴う様式の作成を行っている。定款と定款細則については、日本作業療法士協会の規程を参考に、代議員選出規程については、茨城県理学療法士会の規程を参考に作成している。
- ・当士会の運営状況に沿った内容になっているか検討したい。
- ・日本作業療法士協会には社員総会運営規定があるが当士会でも作成が必要か検討したい。

<審議結果>

- ・代議員数は医療圏ブロックでの正会員数の5%をもって選出することとし、また医療圏ブロックで1名以上選出することとする。端数の場合は切り捨てとする。
- ・選出された代議員は社員として、社員総会に出席し審議事項に対する議決権を有する。
- ・代議員の任期は4年とする。任期中に辞任等でやめてしまい医療圏ブロックで1名以上いなくなってしまう場合は補欠の代議員を選任する。
- ・代議員の任期中に医療圏ブロックを移ってしまった場合も、任期中は就任時の医療圏ブロックでの代議員として扱う。
- ・代議員（社員）は、辞任届を提出することにより、任意でいつでも辞任することができる。社員の辞任届も作成する。
- ・「代理及び書面又は電磁方法による議決権の行使」については、日本作業療法士協会の定款を参考に詳しく記載する。

- ・日本作業療法士協会で作成している「社員総会運営規定」も作成し、定款にも社員総会運営規定に沿って社員総会を運営する旨を記載する。
- ・定款施行細則第2章に日本作業療法士協会の代議員制度の記載があるがこちらは削除する。
- ・議決権行使書や委任状等の各種書類についても作成していく。
- ・代議員選出規程についても作成していく。代議員選挙候補届受理証も作成する。
- ・立候補者名簿の公表については、(1) 氏名 (2) 性別 (3) 年齢 (4) 所属施設や会員番号とし、略歴は公表しない。
- ・代議員の資格の喪失については、「代議員は、正会員の資格を喪失したときは、代議員の資格を喪失する。」とする。
- ・定款を含む各種規程の作成において当士会の運営状況と相違がないかを確認して作成していく。また、司法書士を依頼する際に定款を含む代議員制度に関する各種規程について内容の不備が無いか確認をしていただけるか相談していく。

3. 小児通所分野における地方自治体との連携に向けて

(田中コミュニティーディレクター統括部副部長)

→審議継続

<審議概要>

- ・昨年度の市民公開講座で各地方自治体において福祉事業所に案内を送ったが、年々、児童デイ・放課後デイがたくさんできては廃業しており、どの事業所に OT がいるのか把握を難しい。
- ・また、各市町村の担当部署の名称が異なることや担当部署が変わっていたこともあったため、スムーズに事業所に広報できるように県に年度ごとに名称確認の連絡をしたい。
- ・県や市町村など直接連絡を取るため専用のメールアドレスを所持したい。

<審議結果>

- ・現在、研修会の案内やポスターの配布など県の障害福祉課に郵送・メールをし、県から市町村、そこから各事業所にメール・郵送するシステムはある。
- ・県に聞いたとしても市町村の担当をすべて把握しているとは限らない。
- ・毎年県に連絡を取ることで、当士会の活動を知ってもらう機会になるのではないかな。
- ・介護保険に当てはめてもうまくいく可能性は低いと予想される。また、市町村とどこの部分で連携したいかが不明瞭。医療圏域ごとの状況も違いがあるため、それぞれの市町村に研修案内を出しても対応が違うのではないかな。
- ・県とは別にそれぞれ目的に合った情報を持っている組織に広報依頼をした方がよい。
- ・目的によって発送先が違うため、それによってどういう団体に協力してもらうか、事務局の連絡先を整理した方がよいのではないかな。
- ・県や市町村との連携と今回の審議事項は一緒に考えない方がよい。
- ・各部局でフリーメールでやり取りをしている為、必要なドメインを作らないと担当者が変わった時に引継ぎが難しい。部局単位で管理するアドレスがあったほうが良ければ事務局で集約する。

4. 発達作業療法に従事する作業療法士向け研修会開催について

(田中コミュニティーディレクター統括部副部長)

→審議継続

<審議概要>

- ・制度や社会で発達支援ができる OT の必要性が増大してきている。県内で登録している作業療法士の 1 割が発達支援を選任・兼任されている。
- ・県内で発達支援にかかわる OT に向けて今年度はネットワーク構築、来年度は事例検討などの実施を計画していたが、コロナの影響で計画していた研修は難しくなってしまった。
- ・そのため、発達支援を行っている OT に向けて ZOOM を使った情報交流会の実施を計画した。
- ・情報交換会は参加者を OT に絞り 20 名くらいで数回に分けて行えればと考えている。

<審議結果>

- ・参加者にもよるが 90 分だと女性が参加しづらいのではないかな。
- ・茨城県は良くも悪くも発達の支援を複数の機関で行うことが多く、ネットワーク構築ができればより良い支援ができるのではないかと考えている。
- ・参加者を OT だけではなく、多職種も参加できるようなかたちで検討してもよいのではないかな。

- ・イキイキ地域づくり事業部で県内地域ケア会議が再開されつつあるので、ZOOMなどを使用し他の専門職とも交流できるような総合事業バージョンも考えている。

5. ZOOMの借用について (小山啓発部長)

→原案通り承認

<審議事項>

- ・新型コロナウイルスの影響により、オンラインで行われる予定の事業が増えており、その手段の1つにZOOMがある。現在、茨城県作業療法士会はZOOMの有料契約をしており、他団体(IRPAやJRAT)からの借用依頼が来ている状況である。借用に際して手続等の必要性、管理の在り方等を検討したい。

<審議結果>

- ・当士会の作業療法士が所属している団体には使用許可を出す、ライセンスとIDは他団体に開示しないようにする。
- ・使用日に関するスケジュール管理も進めていく必要があるため、事務局の水野さんに予定をまとめてもらうよう打診をする。Excelのシートなどにまとめてもらい、大場会長、小森事務局長で確認をする。
- ・使用時間に関しては午前・午後と大枠で貸し出しをし、必要に応じて時間の調節を行う。
- ・借用許可に関して書類でのやり取りは当面なしで行う。
- ・使用する際は、開催の責任者(当士会所属のOT)が使用する日付、時間、連絡先、用途を事務所へメールを送り、確認が取れたら大場会長よりIDとライセンスを送る。また、IDとライセンスについては開催担当者が責任をもって管理をする。
- ・申請はできるだけ早めが望ましい。
- ・今後、医療圏交流会など会員同士の交流にZOOMの使用をしても良いと考えている。

【Ⅱ報告・連絡事項】

1. 今年度の県士会主催研修会の運営について (寛教育学術局長)

- ・今年度の研修はZOOMによって行う。
- ・MTDLPに関してはブレイクアールーム(グループ分けする機能)を使って行う予定。
- ・研修費の徴収は常陽銀行内の別口座で集める予定。
- ・研修予定内容の撮影には許諾が必要でZOOMの機能の中で許可をとり、写りたくない方は画像をオフにしてもらう必要がある。
- ・他県で研修費の徴収を電子マネーで行っている県があり、今後の利便性を考えて方法を検討する必要がある。
- ・グーグルクラスルームを使っている県はないため実施した情報を他県やJAOTに共有できればと考えている。

2. 生涯教育制度の新システムと基礎ポイント郵送申請について (寛教育学術局長)

- ・電子化についてシールなどの処理が済んでいない方に対して今年度に限り、郵送にてポイントの付与を行えるように出来ればと考えている。
- ・茨城県立医療大の若山理事と唯根理事で対応する予定でいるが、切手不足などの問題が起きている。
- ・今年度ポイント処理はバーコードで処理しようと考えていたが、準備が間に合わないため手入力している。

3. 新型コロナウイルスに関するアンケート結果について (山倉広報局長)

- ・アンケートの回答が99件で、7割が医療機関で従事している方であった。
- ・中学生以下の子供がいる方が半分、7割が家庭環境やストレスに影響があった。
- ・臨床現場に従事している方が9割で仕事にも影響している。陽性患者の対応があったかについては7割がないとの回答だった。
- ・アンケートの集約した内容は茨城県と日本作業療法士協会に情報提供する予定。

4. 地域貢献局からの報告（細田地域貢献局長）

- 地域貢献局で制度対策部から生活行為工夫モデル事業に関して情報が入り次第、お伝えする予定。
- 介護保険の意見交換会の研修は会場が東京ということもあり、職場からの許可も出るか分からないため再度検討。
- 茨城教育の日月間についてキャンペーンを行う予定で財務部と広報局と協力いただく。内容についてはメールで連絡する予定。

5. その他（大場会長・小森事務局長）

- 水戸市で新型コロナウイルス感染者が増えた場合、事務員の在宅ワークへの切り替えも再度検討していく。

6. 次回第2回常任理事会について（荒井総務部長）

- 令和2年9月6日（日）9：00～ オンラインにて開催予定。